

二節 吉野山の院僧

徳永誓子

『舟知家文書』の調査を通じ、舟知家が近世吉野山において院僧という存在であったことが明らかになった。呼称に「僧」とつくものの、院僧に属したのは舟知家を含め、皆俗人であり、院僧という呼称の由来は現時点では詳らかになっていない。『舟知家文書』は院僧の体系的究明に資すると予想されるが、本稿では本格的な考察に至れず、院僧と舟知家の歴史に関わる文書をいくつか取り上げるにとどまったことを、先にお詫びしておく。なお、舟知は「船知」とも書かれるが、本稿では文書を引用する際も含め、「舟知」に表記を統一した。

院僧については、同じ吉野山の地下(地下人)を論じるにあたり、若干の言及がなされてきた。地下の研究も決して多くはないが、南朝にゆかりの者という由緒に関心が寄せられ、宮坂敏和が専論を著し、『吉野町史』や首藤善樹『金峯山寺史』でも字数を割いている^①。このうち、宮坂論文と『金峯山寺史』が院僧に触れている。

宮坂論文以下の論考は、『平木家文書』『地下記録』や天理図書館保井文庫蔵「地下中井院僧ト争論記」などを用いて、地下の由緒や実態を論じてきた^②。「地下記録」「地下中井院僧ト争論記」はともに宝暦五年(一七五五)頃の地下と院僧の争論に関して、地下が残した文献である。この争論は、『舟知家文書』に含まれる院僧関係文書とも関連があるので、主に宮坂論文に依拠して地下の概要を述べておく。

地下という言葉は、清涼殿に昇殿を許された堂上に対し、それを許されない者をさし、また官位を持たない者、すなわち庶民を意味する場合などもあるが、吉野山においては町人のうちで特権を有した者をいい、惣年寄など町方における重職も地下の者が務める習いになっていた。「地下記録」収録の文書では、地下は後醍醐天皇陵を守護するために吉野山にとどまり、それ以来、「地下人」を称したとある。また、かつては

金峯山寺の僧とともに吉野山のことを取り計らったこと、僧や祇宜を輩出してきたこと、寛文年間(一六六一―一六七三)までは地下老分中へ百八〇石余の収納があったことなどが見える^③。宮坂論文は、「南朝遺臣の子孫」とする伝承の実否は史料の限界があり確認が困難であると断りを入れて、地下が「南朝遺臣の子孫」の旗印のもとに台頭したものと見ることはできるのではないかと論じ、室町末期頃から近世中頃まで吉野山の中で相当の勢力を占めてきたと考えている。

宝暦の争論は院僧からの訴えにより始まっており、『舟知家文書』にも第五函二括14・15・16号と、三点の関連文書が見いだせる。このうち第14号は宝暦五年九月に地下人老分惣代福角藤太夫以下四名が学頭恵心院権大僧正忍達に差し出した書付の写であり、「地下記録」に収められているので、これまで知られていなかったと思われる第15号・16号の概要を紹介したい^④。第15号は第二章史料編の史料27、第16号は史料編の史料28である。以下、史料編収録史料は基本的には史料編の番号で表記する。

史料27は森下馬左衛門・山下喜右衛門・藤井喜右衛門の三名の院僧惣代が、寺僧役者地福院・勝光院に差し出した宝暦五年十月五日口上覚の写である。近世の金峯山寺は天台宗輪王寺宮の配下となり、比叡山延暦寺の高僧が金峯山寺の学頭を兼任した。現地の僧侶は天台宗の寺僧と真言宗の満堂の二集団に分かれており、学頭代は寺僧が務めた。寺僧・満堂はそれぞれ中世の衆徒・堂衆の系譜を引き、前者が上位にあったと推測されるが、近世には両者の勢力は拮抗していたと見られる^⑤。

史料27文書の冒頭には、「当山院僧之儀者従往古一格相立侍二而、御衆中様江与力仕、諸事御用相動来候」とある。「御衆中様」は寺僧をさすので、院僧が自身を寺僧に仕える侍と認識したことが読み取れる。これは、地下側が書いた「地下中井院僧ト争論記」の「此院僧と申者は吉野山寺僧代々御家来之者にて、其寺々より給田等を貰ひ出入仕候者共に御座候」との記述の前半と大筋において重なっているように。

史料27文書は以下のように続く。院僧は学頭に奉仕し、南都奉行所・代官所が金峯山寺の学頭所に立ち寄る際には、格別に帯刀を許されていた。しかし、二五、六年前

に地下は「御門主様実城寺附」の家来となり、かつて脇差が認められるのみであったのに、帯刀御免となった。地下が私共院僧を一等も二等も見下すので、「御衆中様」に対し従来通り奉仕をするのも難しい。どうか前々の通りにし、せめて地下と同等に仰せつけられるようお願いしたい。

実城寺は学頭坊であり、文中の学頭所もこの寺に相当する。院僧側が述べる二五、六年前の一件は、地下側の文献では享保一六年（一七三二）のこととして記され、上洛中の輪王寺宮のもとに参上してその家来となること、および帯刀の双方を認められ、学頭にその旨を申し上げたとする。また、帯刀は前々からであるものの由緒が年を経たため、輪王寺宮から免許を得たと述べている^⑥。地下が門跡から帯刀御免とされた年代に関しては、院僧と地下の間に認識の相違は見られないが、帯刀を新規とするか以前からとするかには齟齬が生じている。「地下中并院僧ト争論記」でも地下側は、地下と院僧は前々から格別の品と説いており、この点でも院僧との食い違いが認められる。

史料28文書は宝暦六年（一七五六）二月に学頭恵心院忍達が地下に対して下した「申渡之覚」の写であり、六箇条からなる。一箇条目では地下が実城寺の家来とは名乗らずに「宮様御家来」を称して学頭を軽んじ、学頭所の職務を忌避することを咎め、四箇条目では院僧の格を尊重するよう申し渡し、五箇条目では地下の帯刀は近來のことと断ずる。他の箇条については割愛するが、概して地下側の主張が退けられている。

院僧と地下の争論は宝暦以外にも生じており、『舟知家文書』に見える早い例では、史料17（第二函1号）の、院僧惣代宗休・小兵衛・九右衛門・四郎兵衛の四名が、学頭代知足院・吉岡彦右衛門に宛てた貞享二年（一六八五）二月二十四日の言上書に、幕をめぐり地下が奈良代官三田次郎右衛門に訴訟を起こし、前年の夏頃から三度も南都に呼びつけられ疲弊していると記される。幕の一件は、地下側の「地下中并院僧ト争論記」に、町家において地下の他に幕を張ることはなかったのに、寛文年中（一六六一～一六七三）に院僧が幕を張り始めて不届きであったと記している。史料17文書の貞享二年より二〇年から一〇年ほど前のこととされるが、幕の件が院僧と地下の間で長期にわたり取

り沙汰されたと見ることは可能であろう。史料17文書は、院僧の呼称が文面に見え、年代が確定できる文書としては最も古い^⑦。「地下中并院僧ト争論記」の記述を合わせ見るに、寛文年間には院僧の集団、院僧仲間（中間）は成り立っていたと考えられる。

舟知家が院僧として現れる文書のうち、年代が最も古いのは史料29（第五函第二括18号）および史料30（第五函二括19号）文書の二点である。この二点はいずれも舟知市郎右衛門が寺僧役人（役者・道光寺と喜蔵院に宛てた願書の下書ないし控と見られ、史料29は明和六年（一七六九）三月、史料30は同年四月の年記を持つ。史料29と史料30は細部に相違が見られるが、内容は概ね重なっている。前欠の史料30の方が、箇条の配列などが整理されているので、適宜史料29を参照しつつ、史料30文書の概要を述べる。

文書の末尾に端的に示されるように、史料30文書は家名の相続を願ひ出たものである。舟知市郎右衛門は、先祖が寺僧に対して果たした忠孝を、以下の四箇条に分けて記している。①五代以前の先祖長右衛門。明暦三年（一六五七）九月の一件。吉野山と鳥住村と際目について争った折に鳥住村の者を殺し、その咎で張り付けになった。②四代以前の先祖市郎右衛門。寛文七年（一六六七）二月の一件。大谷山の田を拓き、寺僧の田地とした。③先祖市郎右衛門。天和二年（一六八二）二月の一件。満堂を阻止して、一坂から関屋まで桜並木を植え、寺僧のものとした。④先祖市郎右衛門。元禄二二年（一六八九）六月の一件。山上での寺僧の護摩を妨害しようとした満堂を、洞川辻子で切り伏せた。

③④の市郎右衛門が、②の四代以前の市郎右衛門と他人かは明記されていない。年代からは同一人物と見ても問題ないと考えられる。また①④は舟知の先祖一人ではなく、院僧と思しき他の人物と共同で対処した案件とされている。四つの箇条に見える院僧の寺僧に対する奉仕は、所領の拡張・確保、そのための暴力の行使であり、①では「法仲」である寺僧に成り替わり、際目をめぐり争ったと記される。

五箇条目の冒頭には「此度一山町宿老不調法仕候附、御学頭様御咎二附、門外金屋ノ手二相掛り何共心外奉存候」と記す。この箇条が相続願ひが必要になった理由にあた

ると考えられ、「一山町宿老」として「不調法」をしたので「御学頭代様御咎」に処せられ、「門外金屋ノ手ニ相掛」つたと読み取れる。「門外金屋ノ手ニ相掛」るがどのような処遇かは判然としないが、この解釈によるならば、この当時、市郎右衛門は「町宿老」(史料29では「町役人」であったということになる)。

なお、①から④の出来事に関わる文書は、現時点では『舟知家文書』内に見いだせていない。舟知家の者が院僧として現れ、年代が明記される最も古い文書がこの二点なので、史料29文書冒頭の「私シ先祖代々院僧家筋御寺僧中江与力侍ニて御座候」の傍証となる文書も確認できていない。

明和の願書に至るまでの経緯は判然とせず、この願書に対する処置も関連文書が見当たらないが、これ以後の文書には、市郎右衛門など舟知家の者が院僧として登場しており、家名の相続は認められたと推測できる。また、史料29・史料30よりも早い文書では、史料16(第一函1号)の元禄九年(一六九六)十一月二十七日「家屋敷売渡証文」の宛所に見える「下町 市郎右衛門」に留意したい。姓は欠くが、この人物は舟知家の者と推測できる。

続いて、院僧としての舟知家の動向を示す文書を、いくつか取り上げよう。史料31・史料32(第五函第二括23号・24号)の二点は、天明八年(一七八八)二月に院僧が連署を据えた定の写である。この二点の内容は概ね共通しており、新規の加入者に対する厳密な吟味、また院僧仲間の席次を規定した三箇条が記されている。⁸⁾書き並べられる院僧の名はほぼ一致しており、六ヶ院組が平嘉介以下七名、山下組が山下藤左衛門以下七名、野際組が藤井喜右衛門以下八名である。⁹⁾舟知市郎右衛門の名は、野際組の藤井喜右衛門の後に見える。

宝暦の争論時に院僧が寺僧役者に差し出した史料27に、院僧惣代として名を記していた三名のうち、森下馬左衛門は六ヶ院組、藤井喜右衛門は野際組に名が見える。山下喜右衛門の名はないが、山下組は山下姓が七名のうち五名を占めており、いずれかの縁者と推測できる。宝暦争論時の院僧惣代三名は、六ヶ院・山下・野際の各組を代

表するものであろう。地下仲間も複数の組に分かれており、院僧仲間も同様であったことが確認できる。¹⁰⁾

時代が少し下り、一九世紀に入ると、舟知家の者が院僧惣代の肩書きを持つ例が出てくる。第二函41号文化十二年(二八一五)正月日「地子預り証文」では宛所に舟知市郎右衛門が、第五函二括39号文政十年(二八二七)七月「口上覚」では差出に舟知佐兵衛が、院僧惣代として名を連ねている。

更にやや後の時代には、第三函11号の天保七年(二八三六)九月の「田地譲状」の差出に舟知雄兵衛が「寺僧領役人」の肩書きを冠されており、「寺僧領役人」はこれ以後にもいくつかの文書に見いだせる。

文化文政の文書で舟知家の者とともに院僧惣代とされるのは藤井喜右衛門である。天保七年以後の文書の「寺僧領役人」は舟知と藤井以外の名も見えるが、舟知の者がこの役職を称する場合、藤井家の者と概ね連名になっている。天明八年の史料31・史料32では舟知・藤井はともに野際組に属していたので、舟知については院僧としても寺僧領役人としても、六ヶ院組・山下組と思いき人物と連名になる例が確認できない点が気にかかる。舟知が惣代を称する場合は野際組の惣代の意で用いられているのか、もしくは院僧惣代と三組のあり方に変化が生じたかは、判断を保留しておきたい。寺僧領に関しては文化年間(二八〇四～一八一八)以後の売券類が複数見いだせ、院僧の活動に関わるものとも考えられる。

院僧や寺僧領役人といった肩書きを称さない文書にまで目を広げるならば、一九世紀に田畠・山・屋敷などが舟知家に集積されていた様子が窺える。同じ時期には、近世吉野山に特有の権益、花供懺法知識場にも舟知家は関与するようになっていた。

首藤善樹の論考をもとに、花供懺法会とその知識場につき概要を述べたい。¹¹⁾花供懺法会は、今日には花供会式の通称で知られ、桜の季節四月の行事となっているが、近世には二月に行われていた。修二会に起源を持つと考えられるものの、中世には山上で五月に行われた二つの行事、花供と懺法にそれぞれ従事した寺僧方の花供正頭・満

堂方の懺法正頭が大きく関与する形に変化し、名称も両正頭にちなむものとなった。並行して山上の花供と懺法が廃れ、両正頭の本来の役割りも忘れられていったと見られる。花供懺法会では天下泰平・五穀成就を祈願して、餅搗き、蔵王堂以下山内堂社への餅他の供進、僧徒以下の行列、餅撒きなどが行われ、時代が下るにつれ規模を大きくしていった。

花供懺法会の費用を得るために、大和国と近隣諸国で勧進が行われた。この勧進先を地域によって区切ったのが知識場である。一八世紀初頭の例では正頭が一括して勧進米を受け取ったと見られるが、同世紀後半には僧坊が知識場を分割して所持するようになり、正頭にどの程度還元されたか分からなくなっている、また変化の理由も不明である、と首藤は述べている。

歴史的経緯に不明瞭な点が残る知識場であるが、正頭に一括されていたとされる例、僧坊に分割された例ともに、勧進は吉野山ないし大坂などの町人が請け負った。舟知に関しては、史料21(第二函90号)の天保一四年(一八四三)十二月「知識場所十二カ年賦讓証文」において寺僧役者成就院・喜蔵院から高野山中の「知識場并檀方諸初穂」を、史料22・史料23(第二函91号・92号)のいずれも嘉永元年(一八四八)極月日の年記のある「知識場順行下行請書」において久保坊から近江国・河内国の知識場を請け負っている。史料21の方は更に安政二年(一八五五)まで期限を延長し、史料22・史料23の方は天保一四年からの契約を延長したものであった。なお、久保坊が満堂に属する点に、留意しておきたい。¹²⁾

また、史料33(第五函二括38号)文政二年(一八一九)正月の「為取替知識場一札」は、大坂常盤町の木屋武兵衛から「吉野山知足院様御役人」の舟知市郎右衛門に宛てたもので、知足院の知識場「大坂三郷町中并天王寺領方・北野・曾祢崎・福嶋・川崎」の巡行を銀一貫五百目で請け負う旨を記している。この文書中で興味深いのは、「尤三郷町中ハ貴様・拙者兩人江被仰付候所、貴様御不案内ニ付、拙者江御頼被成候所実正也」とあり、舟知が知足院から請け負った知識場を武兵衛が請け負う点である。大坂三郷中他での

巡行は現地の武兵衛が担い、吉野にいる舟知は知足院配下でその窓口役を務めたことになる。¹³⁾

いずれも文政六年(一八二三)十二月日の史料18(第二函43号)「知識場所村書」と史料19(44号)「知識場所譲り一札」にも、注意を促しておきたい。院僧の藤井儀平治が舟知市郎右衛門に銀子百目で知識場を譲った際の文書であり、史料18文書には大和国葛下郡の加守村・畑村以下の一四村が該当することが記される。両文書中で、この知識場は「院僧中持分之知識場」と書かれている。文字通り、院僧中の持分なのか、寺僧から院僧中に請け負わしたものは判断できないが、知識場の変化を示す一例とも考えられる。寺僧に従う院僧が満堂の知識場を請け負う史料22・史料23(第二函91号・92号)の例も、同様と捉えられそうである。

以上、断片的な事例から推量するならば、院僧は吉野山の町人のうちで、寺僧に従い、その所領などの経営に携わった者といえよう。明和の舟知市郎右衛門の願書史料29・史料30に説かれた武力面での奉仕の実否は不明であるものの、経済的側面への関与は一九世紀の文書から読み取れる。舟知家は一九世紀に入る頃から経済力をつけ、院僧仲間においても重きを増した家と考えられる。一九世紀前半には地下の古格が衰えつつあったとする宮坂論文の見解を参照するに、宝暦の争論を経て院僧が勢力を伸ばし、更にその中で台頭したのが舟知家なのかもしれない。もちろん、これは粗雑な推論に過ぎない。『舟知家文書』の精査によって、院僧の体系的な把握が進むことを期したい。

註

- (一) 宮坂敏和「南朝回顧の思想と吉野山地下一党について」(『吉野―その歴史と伝承―』岩田書院、一九九〇年。初出一九七一年。以下「宮坂論文」と表記する)。吉野町史編集委員会編『吉野町史』下巻、民俗一―3「地下の衆」(吉野町役場、一九七二年、執筆岩井宏実)。首藤善樹『金峯山寺史』第一部第三章三「寺僧と満堂・社僧」(「地下と院僧と主代」)(国書刊行会、二〇〇四年)。首藤著書によると、主代は、満堂における、寺僧の院僧に相当す

る存在という。『舟知家文書』では、第四函六〇号「主代院僧一件済口」が、天保三年（一七四〇）の主代と院僧の争論に関わる文書である。

- (2) 『平本家文書』『地下記録』（『吉野山修験道関係資料調査報告書』元興寺文化財研究所、一九八三年）。「地下中并院僧ト争論記」（天理図書館保井文庫所蔵、首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会、二〇〇四年、付編史料補遺）。「地下記録」は、末尾の記述によって、安政七年（一八六〇）に浦壁香左衛門令香がまとめたもので、収録される文書によって浦壁が地下と分かる。「地下中并院僧ト争論記」は地下中惣代福角藤大夫と阪本政右衛門の返答書を龍見正延が写したもので、龍見（竜見）も地下である（宮坂論文参照）。「地下記録」には地下老分に「辰巳七左衛門」が見える。この二点については、上記刊本の翻刻に依拠した。なお、宮坂論文や『吉野町史』には、他にも地下の家に伝来した文書を引用するが、本稿ではそれらを直接確認できていない。

- (3) 「地下記録」収録の宝暦五年（一七五五）正月「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。「吉野山地下人老分幣役神人」が連名で学頭からの尋ねに対して返答した文書である。なお、当該文書において地下から輩出されたとされるのは、金峯山寺僧侶のうち満堂である。

- (4) 恵心院忍達については、首藤『金峯山寺史』第一部第三章二「天海と学頭・学頭代」。また、宮坂論文では、院僧から学頭に差し出した反駁文の写（『小川家文書』）を引用するが、宝暦五年六月の文書であり、内容も『舟知家文書』史料27と異なる。

- (5) 首藤『金峯山寺史』第一部第三章三「寺僧と満堂・社僧」。

- (6) 「地下記録」収録「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。

- (7) 宗休と小兵衛の名は第五函第二括6号、天和四年（一六八四）正月二三日「一札之事」の差出に見える。この文書では院僧の肩書きはない。内容は下市地下中に宛てて、吉野山一の坂より本堂まで桜並木の植樹を銀三百目で請け負うものである。史料17文書と同じく、この文書でも宗休らは苗字をつけず、名のみを記している。

- (8) 史料31の一箇条には、院僧の株があったことが見える。

- (9) 史料31では「平嘉介」、史料32では「中平嘉介」と記すが、これは一方が誤写と考えられる。また史料32には「森下吉郎兵衛」は見えない。

- (10) 宮坂論文。

- (11) 首藤『金峯山寺の花供懺法会について』（日本佛教史の研究会編『木村武夫先生喜寿記念日本佛教史の研究』永田文昌堂、一九八六年）、首藤『金峯山寺史』第一部第三章「花供懺法会」（三三九―三六五頁）。花供懺法会については主に前者に、知識場については後者によった。なお、「地下記録」所収「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」における地下の呼称「吉野山地下人老分幣役神人」の「幣役神人」は花供懺法会において末社に幣を捧げる役を、往古より担ってきたことによる、と同文書に見える。『舟知家文書』第五函二括一六

号学頭からの「申渡之覚」では、「幣役神人」呼称は申し伝えばかりで御免はない、として停止されている。

- (12) 首藤『金峯山寺史』第三部第三章「僧院僧坊」。

- (13) 第五函四括には知足院納所から舟知雄兵衛に宛てた金子預などがまとまって見られる。舟知と知足院のつながりは継続的なものであったとも考えられるが、本稿では検討には至らなかった。